

(別紙様式2)

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 栃木県
農業委員会名： 足利市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,374ha	28ha	1.2%
課 題	耕作放棄地の全体調査では、24年度は27haと前年度から増加しており、農地利用状況調査においても農地の有効活用が図られていない農地が増加傾向にある。さらに、鳥獣害や高齢化に伴う担い手不足等による遊休化が進み増加が見込まれることから、遊休農地の解消も進みにくい状況である。		

2 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 1 ha		
		目標案設定の考え方：国の再生交付金等を有効に活用し、地域の担い手に耕作再開つなげる積極的な活動が必要であるため、解消には、全農業委員の協力が不可欠である。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～10月	18人	10月～12月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施し、遊休化している農地を発見した場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。 2 毎年、重点調査区域を指定し、5カ年により、担当の調査員を定めて調査する。		
遊休農地への指導	実施時期：1月～2月			

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	農業委員会では解消に向けた事業を行っているようであるが、農業の担い手が減少する等の要因が加速し、対策を上回る状況となっている。できる限り減少に努めるべきである。
活動計画案に対する意見等	遊休農地解消のため、より一層の施策の充実が必要である。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 1 ha		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～9月	12人	10月～12月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、市内を5分割する。道路からの目視による巡回調査を一斉に実施遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。 2 毎年、重点調査区域を指定し、5カ年により、担当の調査員を定めて調査する。		
遊休農地への指導	実施時期：2月～3月			

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	2,547戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	358戸	174経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	4法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。				

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	0経営(目標値:153経営)	0法人	0団体
	目標案設定の考え方:すでに目標値を超えている為、認定農業者の育成に重点を置く		
活動計画案	認定農業者協議会と意見交換会を実施し、新しい農業者の育成に努める。	設立に向けた周知を推進する。(農務課)	設立に向けた周知を推進する。(農務課)

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	認定農業者数は目標を達成しているが、高齢者が多く、後継者対策が急がれる。
活動計画案に対する意見等	現在の認定農業者から他の農業者に対して積極的に働きかけをする必要がある。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	0経営(現状維持)	0法人	0団体
活動計画	利用権設定事業の推進(農委)新規や更新認定時に個々の営農改善計画の相談会(7月~8月農務課)	設立に向けた周知を推進する。(農務課)	設立に向けた周知を推進する。(農務課)

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2, 374ha	438ha	18.7%
課 題	農業従事者の減少や高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が有効利用を図る上での課題となっている。		

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 30 ha
	目標案設定の考え方： 利用権設定による利用集積の推進を図る
活動計画案	円滑な権利異動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、利用権設定についての周知をする。 農地集積の円滑化事業を実施し、農地の面的集積を推進する。

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	効率を図るための集積であるため、今後、推進の改善が必要である。
活動計画案に対する意見等	戸別補償制度、利用集積円滑化事業を活用してのメリットをもっとPRする必要がある。人と農地プランに沿った面的集積を推進する必要がある。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 30ha
活動計画	流動化推進員による担い手への利用集積の働きかけ等を含む斡旋活動。 円滑な事業実施ができるよう、広報やリーフレット等を活用し、利用権設定の制度について周知する。 農家の情報を収集し、人と農地プランに沿った集積する活動をサポートする。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成23年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		2,374ha	0ha
課 題	現在は、違反転用の発生は確認しておらず、今後同様の発生を防止するため、農業者等への周知徹底に努めなければならない。 また、同時に農地パトロールを強化する。		

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	0ha
	目標案設定の考え方：パトロールを強化し、違反転用をさせない。	
活動計画案	8月、2月 農地パトロールの実施 9月 広報活動(農業委員会だより)	

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	農地パトロールが必要である。 税務課と連携を図り、登記地目と現況地目との照合を図る。
活動計画案に対する意見等	広報活動が有効である。 事前の指導が効果的である。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画

目 標	0ha
活動計画	違反転用の発生防止に向けた取り組み 12月 広報活動(農業委員会だより) 8月、2月 農地パトロールと併せて違反転用の早期発見に努める。 その他、各農業委員の担当地区のパトロールの強化。